

資料 1

平成 31 年度介護報酬改定について

- (1) 消費税率引き上げに伴う改定等 P1**
- (2) 介護職員の更なる処遇改善 P8**

2019年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

1. 趣旨

社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

2. 2019年介護報酬改定に係る改正の内容

○ 改正内容は別紙のとおりとする。

○ 改正の対象となる告示の改正案等は参考資料のとおりとする。

3. 根拠法令

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項、第42条の2第2項、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項、第54条の2第2項及び第58条第2項、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第2項等

4. 今後のスケジュール

告示日：平成31年3月下旬（予定）

適用期日：2019年10月1日

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
------	--------------	-----

- 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立
- 自立支援を指向する在宅サービスの評価
- 施設サービスの質の向上と適正化

▲2.3%

平成15年度改定

- 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し
- 食費に関連する介護報酬の見直し
- 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し

平成17年10月改定

- 中重度者への支援強化
- 介護予防、リハビリテーションの推進
- 地域包括ケア、認知症ケアの確立
- サービスの質の向上
- 医療と介護の機能分担・連携の明確化

平成18年度改定

▲0.5%[▲2.4%]

※[]は平成17年10月改定分を含む。

- 介護従事者の人材確保・処遇改善
- 医療との連携や認知症ケアの充実
- 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

平成21年度改定

3.0%

- 在宅サービスの充実と施設の重点化
- 自立支援型サービスの強化と重点化
- 医療と介護の連携・機能分担
- 介護人材の確保とサービスの質の評価

平成24年度改定

1.2%

- 消費税の引き上げ(8%)への対応
 - ・ 基本単位数等の引き上げ
 - ・ 区分支給限度基準額の引き上げ

平成26年度改定

0.63%

- 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化
- 介護人材確保対策の推進
- サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

平成27年度改定

▲2.27%

- 介護人材の処遇改善

平成29年度改定

1.14%

- 地域包括ケアシステムの推進
- 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- 多様な人材の確保と生産性の向上
- 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

平成30年度改定

0.54%

- 介護人材の処遇改善
- 消費税の引き上げ(10%)への対応
 - ・ 基本単位数等の引き上げ
 - ・ 区分支給限度基準額の引上げ
 - ・ 補足給付に係る基準費用額の引上げ

2019年度改定(10月～)

2.13%

(処遇改善 1.67%
消費税対応 0.39%
補足給付 0.06%)

※四捨五入の関係で、合計しても2.13%とはならない。

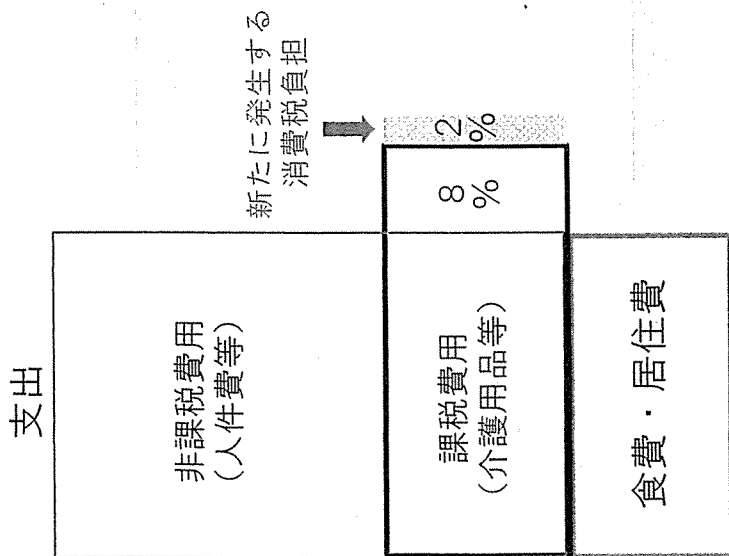
消費税税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

改定率 +0.39%

※ 基準費用額の対応で、別途国費7億円程度

①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。
(加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。)
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。



②食費、居住費 (基準費用額の対応)

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

社保審一介護給付費分科会
第166回 (H30.12.12) 資料2より

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護 (介護予防を含む)	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護 (介護予防を含む)	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護 (介護予防を含む)	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション (介護予防を含む)	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護 (介護予防を含む) ※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション (介護予防を含む) ※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護 (介護予防を含む) ※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む) ※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与 (介護予防を含む)	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護 (介護予防を含む) ※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) ※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む) ※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全体	79.0	18.4	2.7	21.0

(注1)平成29年度介護事業経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

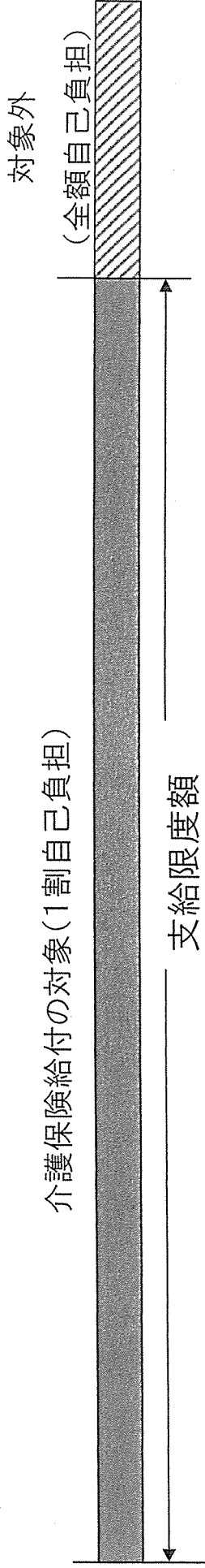
(注2)※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用(建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等)を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(注3)全体については、総費用額に対するサービスの構成比に基づいて算出した加重平均値である。

区分支給限度基準額について

○ 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



○ 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

	【見直し後】 基準費用額 (月額)	【現行】 基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (①)		平成26年度 介護事業経営実態調査 (平成26年3月収支)		平成20年度 介護事業経営実態調査 (平成20年3月収支)		平成17年度 介護事業経営実態調査 (平成17年3月収支)		平成16年 介護事業経営概況調査 (平成16年9月収支)	
			合計	減価償却費	合計	減価償却費	合計	減価償却費	合計	減価償却費	合計	減価償却費
食費	42,317	41,952	43,644	26,089	41,183	23,807	40,361	24,193	40,270	23,952	42,229	25,339
	25,992	25,536	43,217	17,555	17,376	16,167	16,319	16,891	16,319	16,891	16,891	16,891
多床室	11,461	11,248	10,469	10,469	11,215	11,215	10,101	9,863	9,863	9,863	9,490	9,490
	35,598	34,960	54,427	36,524	31,022	31,022	34,955	43,871	43,871	37,688	37,688	37,688
従来型個室	50,707	49,856	43,959	27,452	47,660	26,206	40,742	57,343	57,343	60,509	60,509	60,509
	50,707	49,856	16,507	16,507	21,454	21,454	16,430	14,096	14,096	16,081	16,081	16,081
ユニット型個室	50,707	49,856	38,620	27,711	35,127	23,767	60,449	64,938	64,938	63,936	63,936	63,936
	60,982	59,888	10,909	10,909	11,360	11,360	12,793	52,251	52,251	50,827	50,827	50,827
ユニット型個室的多床室	50,707	49,856										
合計	60,982	59,888	63,848	45,693	64,642	39,988	67,036	62,477	62,477	67,794	67,794	67,794
			減価償却費	18,155	減価償却費	24,654	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費
			光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	光熱水費	光熱水費	光熱水費	光熱水費	光熱水費

注1 基準費用額の月額額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含まれている。

注3 減価償却費、光熱水費には食費サービス部門が含まれている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費（補足給付）として給付。

	基準費用額(月額) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額 (月額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円) 1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
多床室	855円 (2.6万円) 840円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	377円 (1.1万円) 370円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
従来型個室	1,171円 (3.6万円) 1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
	1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
ユニット個室的多床室	1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	2,006円 (6.1万円) 1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)
ユニット個室				

※月額については、一月を30.4日として計算

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み②

対象者

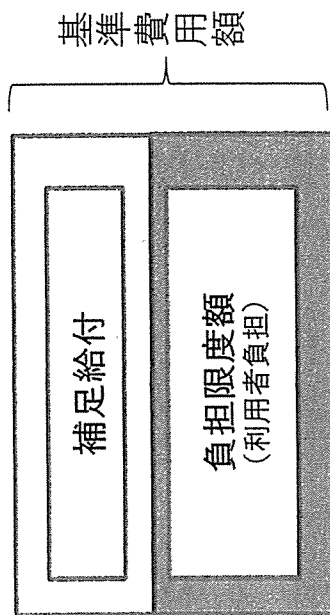
利用者負担段階	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者

負担軽減の対象となる低所得者

かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

制度のイメージ



基準額
⇒ 食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒ 基準費用額から負担限度額を除いた額

平成29年度介護報酬改定の概要

1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%

(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したものである。

2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

介護職員処遇改善加算の区分

<p style="text-align: center;"><u>加算(I)</u> (新規)</p> <p style="text-align: center;">(月額3万7千円相当)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加算(II)</u> (※旧加算(I))</p> <p style="text-align: center;">(月額2万7千円相当)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加算(III)</u> (※旧加算(II))</p> <p style="text-align: center;">(月額1万5千円相当)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加算(IV)</u> (※旧加算(III))</p> <p style="text-align: center;">(加算(III)×0.9)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加算(V)</u> (※旧加算(IV))</p> <p style="text-align: center;">(加算(III)×0.8)</p>
<p style="text-align: center;">キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II 及び <u>キャリアパス要件 III</u></p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p style="text-align: center;">キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;"><u>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</u></p>	<p style="text-align: center;">キャリアパス要件 I 又は キャリアパス要件 II</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">職場環境等要件を満たす</p>	<p style="text-align: center;">キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II</p> <p style="text-align: center;">職場環境等要件 <u>のいずれかを満たす</u></p>	<p style="text-align: center;">キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II</p> <p style="text-align: center;">職場環境等要件 <u>のいずれも満たさず</u></p>
<p>算定要件</p>				

(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

処遇改善加算全体のイメージ

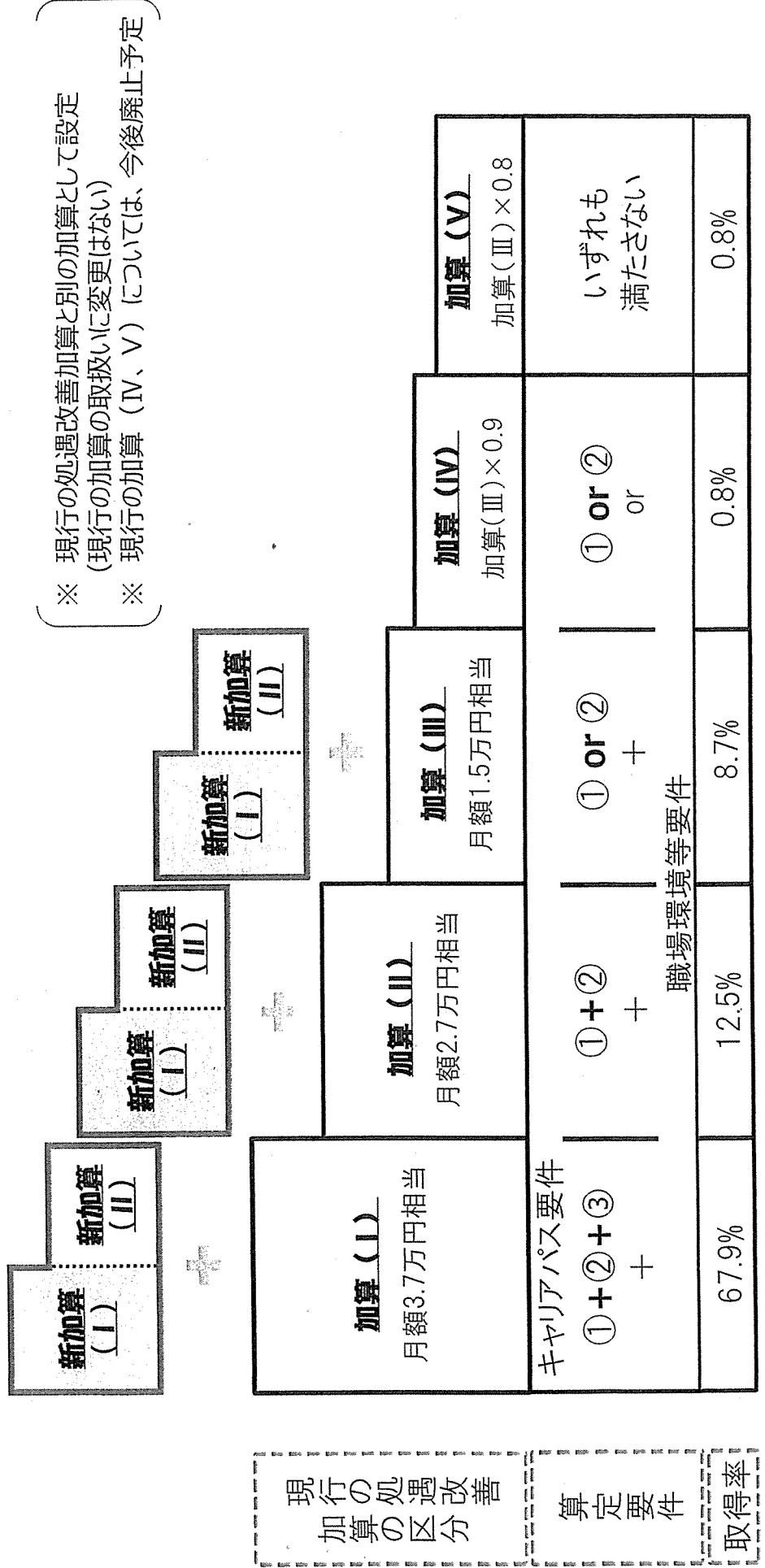
社保番号一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13) 資料1より

<新加算(特定処遇改善加算)の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づき取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算(従事要件のある区分)、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定(ただし、新加算(Ⅰ)と新加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる場合(1.5倍を超える場合)には、×0.95となるよう設定)



介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13)資料1より

1. 加算算定対象サービス

* 1段階 × 0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算I	新加算II	加算I	加算II	加算III	加算IV	加算V
	・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 ・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) ・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等) ・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	
	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		加算(Ⅲ)により算出した単位 × 0.9
	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		加算(Ⅲ)により算出した単位 × 0.8
	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

更なる処遇改善について①

論点 1

- 新加算の取得要件として、現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していることに加え、
 - ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることとされているが、具体的にどのような取扱いとするか。

対応案

＜処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること＞

- 現行の処遇改善加算においては、算定要件の一つとして、職場環境等要件を設けており、職場環境等の改善に関する取組について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」に区分し、実施した項目について報告を求めるとしている。
- 新加算の算定要件としては、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」それぞれの区分で、1つ以上の取組を行うこと等、実効性のある要件となるよう検討してはどうか。

- ※平成29年度介護従事者処遇状況等調査のデータで、現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得する事業所のうち、職場環境等要件について、
 - ・ 2つ以上の取組を行う事業所は、99.5%
 - ・ 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の3つの区分全てに取り組む事業所は、89.3%

更なる処遇改善について①

対応案

＜処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること＞

- 利用者が、適切に事業所等を比較・検討できるよう、都道府県等が情報提供する仕組みとして情報公表制度が設けられており、介護事業者は、年1回、直近の介護サービスの情報を都道府県に報告し、都道府県等は報告された内容についてインターネットに公表している。
- 公表する情報には、「提供サービスの内容」や「従業者に関する情報」として、「介護職員処遇改善加算の取得状況」や「従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況」も含まれている。
- 新加算の要件として
 - ・ 「提供サービスの内容」において、新加算の取得状況を報告すること
 - ・ 「従業者に関する情報」において、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の報告を求めめることを検討してはどうか。あわせて、
 - ・ 情報公表制度においては、介護職員処遇改善加算に関する具体的な説明がないことから、処遇改善に取り組む事業所であることを明確化すること等を検討してはどうか。

職場環境等要件の報告に関する通知様式

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
 (老発0322第2号平成30年3月22日厚生労働省老健局長通知)

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算 (I・II) については平成27年4月以降の、加算 (III・IV) については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること (ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・ 研修の受講やキャリアアセスメントによる採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修の要件を満たしていない介護事業者に限る) ・ キャリアパス要件に該当する事項 (キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) ・ その他 () <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター (新人指導担当者) 制度等導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用 (ケア内容や申し送り事項の共有 (事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む) による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等) による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他 () <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者 (他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等) に特化した人事制度の確立 (勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他 ()
資質の向上	労働環境・処遇の改善
その他	その他

情報公表制度の概要

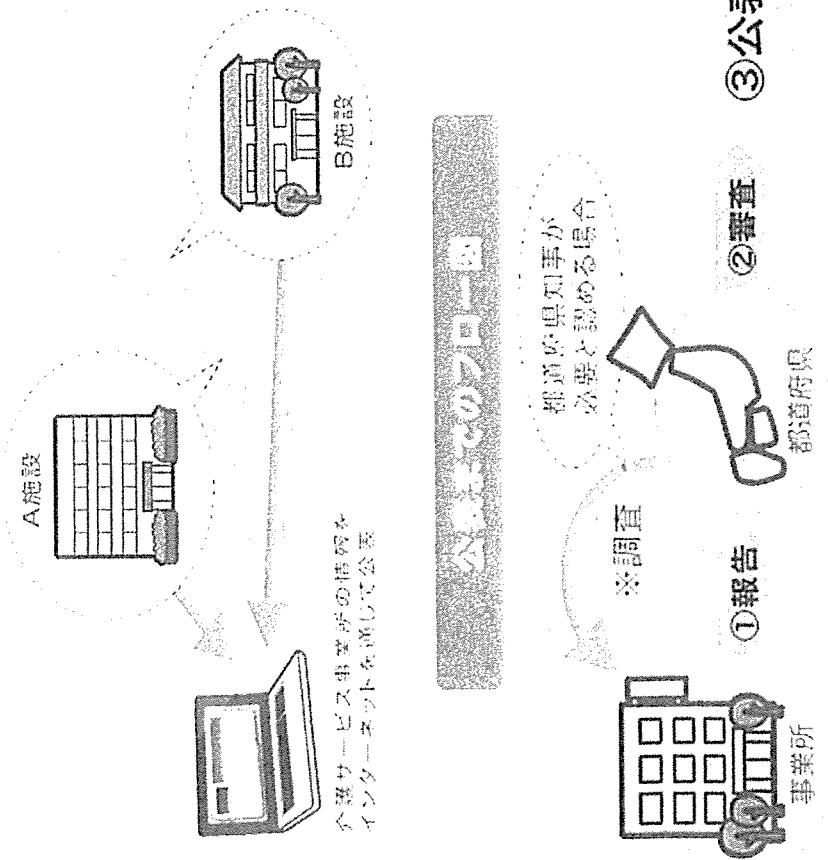
(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報入手することが可能。平成29年度時点で、全国約20万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表システムのしくみ



情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 提供サービスの内容
- 法人情報
- 従業者に関するもの
- 利用料等

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- 相談・苦情等への対応
- 事業運営・管理の体制
- その他（従業者の研修の状況等）
- サービスの質の確保への取組
- 外部機関等との連携
- 安全・衛生管理等の体制

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるような「事業所の特徴」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

更なる処遇改善について②

論点2

- 経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保することとし、「小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求めるとしているが、「設定することが困難な場合」の考え方を明確化してはどうか。

対応案

- 「小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求めるとしているが、どのような場合がこの例外事由にあたるかについては、個々の実態を踏まえ個別に判断する必要があるが、
 - ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
 - ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合は基本とし判断することとする等、考え方の明確化を図ることを検討してはどうか。

更なる処遇改善について③

論点 3

- 「経験・技能のある介護職員」については、「勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件とすつ、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できるとする。」としているが、事業所の裁量についてどのように考えるか。

対応案

- 経験・技能のある介護職員を設定するに当たり、「勤続10年以上の介護福祉士を基本」とするもの、「勤続10年の考え方」については、
 - ・ 勤続年数を計算するに当たり、同一法人のみの経験でなく、他法人や医療機関等での経験等も通算できること
 - ・ 10年以上の勤続年数を有しない者であっても、業務や技能等を勘案し対象とできること等、事業所の裁量を認めることを検討してはどうか。

論点 4

- 事業所内における配分に当たり、法人単位での対応を可能とする等の配慮を求め意見があるが、どのように考えるか。

対応案

- 現行の処遇改善加算においても、法人が複数の介護サービス事業所を有する場合等の特例として、一括した申請を認めることとしており、新加算においても同様に法人単位での対応を認めることを検討してはどうか。